

平成 22 年 12 月 15 日

要望項目等に関する最終整理案

[国 税]

【消費課税関係】

地球温暖化対策のための税（案）

○ 地球温暖化対策のための税として、次の措置を講じる。【要望・農林水産省 39、経済産業省 5、国土交通省 41、環境省 1】

(1) 石油石炭税に、地球温暖化対策のための課税の特例を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せする。

(2) 特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とする。その結果、上乗せ分を合わせた石油石炭税の税率は、次のとおりになる。

	原油・石油製品 〔1kl 当たり〕	ガス状炭化水素 〔1 t 当たり〕	石 炭 〔1 t 当たり〕
現行	2,040 円	1,080 円	700 円
改正案	2,800 円	1,860 円	1,370 円

(3) 上記の改正は平成23年10月1日から実施することとし、次のとおり所要の経過措置を講じる。

	原油・石油製品 〔1kl 当たり〕	ガス状炭化水素 〔1 t 当たり〕	石 炭 〔1 t 当たり〕
現行	2,040 円	1,080 円	700 円
平成23年10月1日	2,290 円	1,340 円	920 円
平成25年4月1日	2,540 円	1,600 円	1,140 円
平成27年4月1日	2,800 円	1,860 円	1,370 円

(4) 現行石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている以下の①から⑤については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についても、免税・還付措置が適用される。

- ① 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等
- ② 輸入特定石炭
- ③ 沖縄発電用特定石炭
- ④ 輸入・国産農林漁業用A重油

- ⑤ 石油アスファルト等
- (5) 以下の①から④については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ、平成 25 年 3 月 31 日までの間、免税・還付措置を設けることとする。
- ① 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭
 - ② 内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油及び軽油
 - ③ 鉄道事業に利用される軽油
 - ④ 国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料
- (6) その他所要の措置を講じる。

航空機燃料税の引下げ（案）

- 航空機燃料税について、次の措置を講じる。【要望・内閣府8、国土交通省53】
- (1) 航空機燃料税の税率を、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、1キロリットル当たり18,000円（現行：26,000円）とする。
 - (2) 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を、平成23年4月1日から平成24年3月31日（現行の沖縄振興特別措置法の期限到来時）までの間、1キロリットル当たり9,000円（現行：13,000円）とする。
 - (3) 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、1キロリットル当たり13,500円（現行：19,500円）とする。

その他（案）

- 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を2年延長する。
【要望・経済産業省4】

- 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限を2年延長する。【要望・経済産業省4】

【検討事項】

- 地球温暖化対策については、今回「地球温暖化対策のための税」として、CO₂排出抑制に資する観点から新たに設けられた「地球温暖化対策のための課税の特例」、国内排出量取引制度、再生可能エネルギー全量固定価格買取制度といった施策の整合性確保が不可欠である。各施策の進捗を踏まえ、その整合性や政策効果の検証を行った上で、必要に応じ、税の名称等についても、更に検討を行っていくこととする。
- 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める。